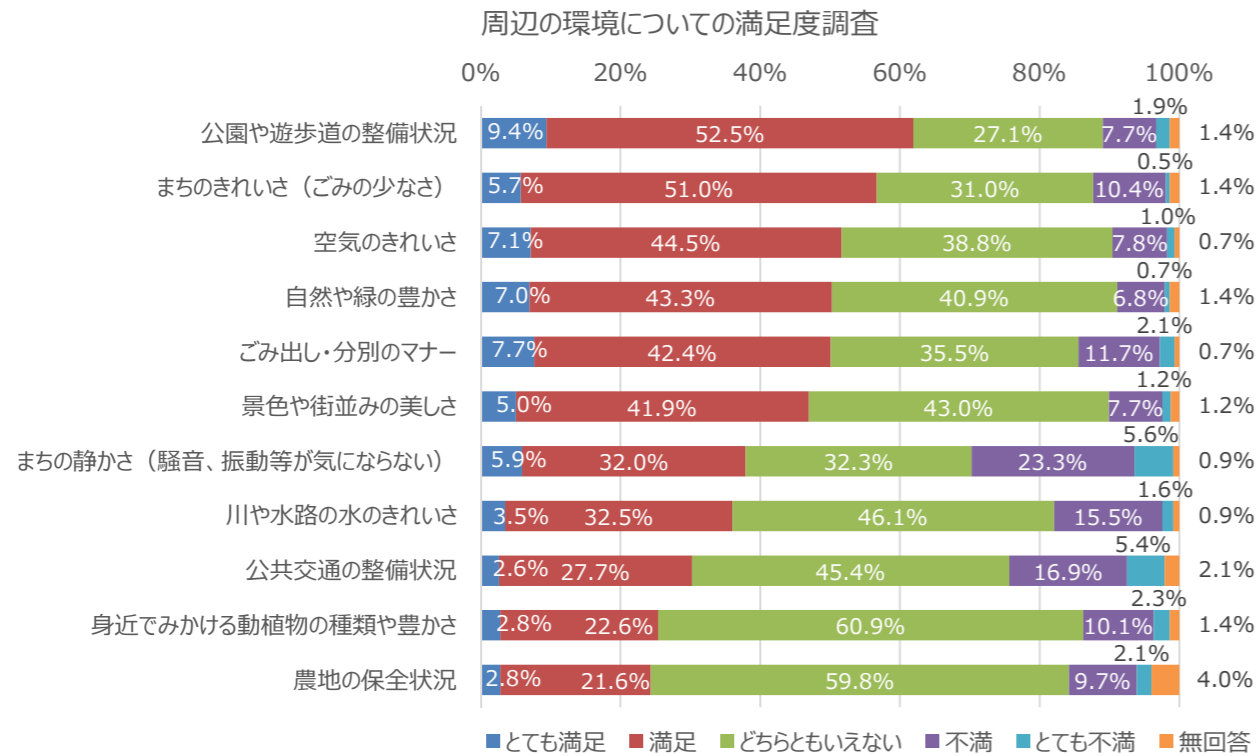


## 環境に関する概況

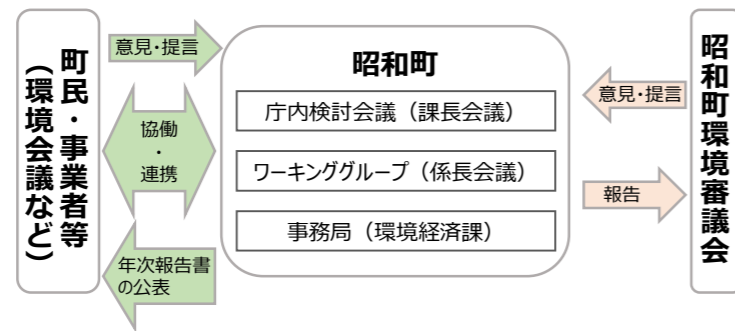
居住地の環境についての満足度調査では、「とても満足」、「満足」を合わせて 50%以上を獲得した項目は、「公園や遊歩道の整備状況」、「まちのきれいさ（ごみの少なさ）」、「空気のきれいさ」、「自然や緑の豊かさ」、「ごみ出し・分別のマナー」の 5 項目となっています。

一方、「不満」、「とても不満」とされた項目については、「まちの静かさ」、「公共交通の整備状況」、「川や水路の水のきれいさ」などがあげられています。



## 推進体制

本計画推進にあたっては、次のような推進体制のもと、町民、事業者、県及び他の自治体と緊密に連携、協力して推進していきます。



### 昭和町環境基本計画（概要版）

発行日 平成 30 年 3 月  
 発行 昭和町  
 事務局 昭和町環境経済課  
 〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2  
 TEL 055-275-8355 FAX 055-275-5250

# 昭和町環境基本計画（概要版）

「快適で住み心地の良いまち 昭和町」

平成 30 年 3 月

山梨県 昭和町

## 環境基本計画の趣旨と目的

昭和町は、甲府盆地の中央に位置し、豊かな水資源に恵まれ、快適で利便性の高い都市機能を備えた田園都市として発展してきました。

私たちの生活は、ものの豊かさにあふれ、便利で快適な生活になる一方で、資源やエネルギーの大量消費の結果、様々な環境問題が生じ、地球温暖化に伴う局地的豪雨や土砂災害の頻発など、私たちの生活の安全を脅かす事態に至っています。

私たちは、安全で快適な生活を送るために豊かな環境を享受する権利を有するとともに、より良い環境を将来の世代に引き継ぐ責任があります。また、環境問題の解決のためには、町民、町、事業者が毎日の生活や経済活動を見直し、環境の保全と創造に取り組む必要があります。

昭和町では、平成 29 年 3 月、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを享受するとともに、将来世代に継承することを目的とした昭和町環境基本条例を制定し、環境の保全に係る基本理念を示しました。

昭和町環境基本計画は、この条例を受け、「環境の保全のための施策を、総合的かつ計画的に推進する」ために策定しました。

## 対象とする環境分野

環境はそれ自体が包括的概念であり、社会的ニーズや人々の意識によって変化するものです。本環境基本計画における計画の対象は、循環型社会、快適環境、自然との共生、低炭素社会、環境保全活動の 5 分野とします。



## 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。中間年の 34 年度、あるいは社会状況の変化、県・国などの関連計画の変化により、適宜見直しを行います。

## 環境像と基本目標

昭和町環境を維持し、次世代に継承していくため、目指すべき環境像とそれを実現するための基本目標を以下のように定めました。

### 目指すべき環境像

「快適で住み心地の良いまち 昭和町」

### 基本目標

「豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目指します」

## 基本施策の体系

上記に掲げた基本目標のもと、5 つの基本方針を掲げ、次のような施策体系に基づき、具体的な基本施策を推進していきます。

### 基本方針 1 「自然環境の保全・緑化の推進」

- （基本施策 1）緑化・環境美化の推進
- （基本施策 2）公園の整備や自然生態系の保全・再生

### 基本方針 2 「公害等のない快適な生活環境の構築」

- （基本施策 1）大気汚染の防止
- （基本施策 2）河川・地下水・土壌汚染の防止
- （基本施策 3）騒音・振動・悪臭の防止
- （基本施策 4）化学物質汚染防止と新たな汚染物質などの情報収集

### 基本方針 3 「循環型社会の構築」

- （基本施策 1）省資源・リサイクルの普及・啓発の推進
- （基本施策 2）ごみの収集・処理体制の充実
- （基本施策 3）不法投棄対策の強化
- （基本施策 4）環境保全型農業の振興

### 基本方針 4 「地球環境の保全・温暖化の防止」

- （基本施策 1）クリーンエネルギーや省エネルギー型設備・機器の普及促進
- （基本施策 2）公共交通の充実

### 基本方針 5 「環境教育・環境活動の推進」

- （基本施策 1）環境に関する学習・啓発の促進
- （基本施策 2）環境保全活動の推進・連携強化